

③差別投書・落書き・電話

昨年度版でも報告した福岡県立花町連続差別ハガキ事件が、二〇〇七年度も引き続いて起きている。

この連続差別ハガキ事件は、立花町役場に勤務するAさんに部落出身を理由に辞職を迫り、さらには命をも脅かす悪質なものである。事件は、二〇〇三年一月三日、立花町役場で嘱託職員として働くAさんに「部落のあなたが子どもを指導すると、子どもに部落が伝わります」という一通の差別ハガキが送りつけられたところからはじまった。二〇〇七年の八月末現在で、足かけ五年にわたって一九回、四一通（Aさんあてには一九通）におよんでいる。この間、福岡県連では「立花町連続差別ハガキ事件糾弾闘争本部」を発足させ、真相報告集会を立花町で開いたほか、町行政、警察署へとirikumi協力を要請してきた。しかし、こうした動きをあざわらうかのように、〇五年三月にはAさん宅が「空き巣」被害にあい、差別ハガキの犯人と思われる者による犯行をにおわす差別ハガキが送られてきた。そして、二〇〇七年八月には、「ゴメイワクツイデニ／ブラクニ／1000000円プレゼント」と書いた文面とカッターの刃を、封書で送りつけてきた。一〇月四日、福岡県議会警察委員会で林祐二議員が、警察の捜査姿勢等について福岡県警に質問、Aさんや地元・部落解放同盟筑後地協は一〇月二四日、八女警察署に出向き差出人不詳のまま告訴状を提出、同警察署が受理した。

東京を中心に全国にまたがった「連続・大量差別ハガキ事件」の実行者であるSへの糾弾会を二〇〇八年一月一九日午後、東京都人権プラザで行い、Sは事実を認めるとともに、反省文を読み上げ、被害者に謝罪した。

Sは、二〇〇四年一〇月に逮捕された。その間の一年半ほどの間に東京の部落解放同盟員を中心に、全国に四〇〇通をこえる差別ハガキや手紙をばらまいた。電気を止めるようにニセのハガキをだすなど、悪質な行為を執拗に繰り返した。また、部落解放同盟東京都連の同盟員の名をかたり、障害者団体や在日朝鮮人団体、ハンセン病施設にも差別ハガキを出していた。しかし、部落差別事件として警察は受理せず、「脅迫罪」と「名誉毀損」での告訴受理となり、検察も同様の罪状で起訴した。〇五年七月に、東京地裁で懲役二年の実刑判決がだされ、刑務所に服役。〇七年二月に満期出所した後は、東京都連から「事件の真相を究明し、再発防止の課題を明らかにするため、事実確認に協力してもらいたい」との求めに対し、本人の同意を得て都連と中央本部で九回の実事確認を重ね、この日の糾弾会となった。Sは、公判中から、解放同盟の糾弾を受けたいと表明しており、この日の糾弾会でも、「信頼を感じ、糾弾を受けたいと思った」と述べた。このほか出所の一年前から月一回一人だけで人権教育を受けたが、「具体性はなく、心に響くものはなかった。本で知っていることの再確認にすぎなかった」と所内研修の感想を述べた。

糾弾会では、藤本東京都連委員長代行が事件の経緯と背景を報告し、Sに道義的責任として「被害者への謝罪と反省を表明し、差別を許さない立場に立つ」ことを求めた。Sは、犯行の背景に、①『同和利権の真相』で解放同盟はひどいことをしている団体だと信じた、②解放同盟が出版している『あいつぐ差別事件』に載せたかった、③働いていた職場からリストラにあった不満などがあつたことをあげた。差別ハ

ガキについても「そのうち無視されると思っていたが、被害者の意見陳述書を読んで初めて自分がしたことの大変さに気づいた」と述べた。Sの謝罪を受けて、被害を受けた個人と団体から五人がSに恐怖と苦痛のなかでの生活であったことを訴え、それぞれが憤りを懸命に押しとどめながら、苦しみに満ちた一年半の生活を語りかけ、重みを真剣に考え、さらに反省を深めるよう求めた。

東京都では、部落出身者を雇用から排除することを要求する差別投書が二〇〇七年六月二〇日、東京二三区清掃一部事務組合総務部総務課に送りつけられる差別事件が起きている。この差別投書は前日の一九日に渋谷の郵便局から投函されたもの。内容は、「いつになったらわかるんだ。千歳工のバカ職員どもは。おまえらの職員に同和関係の親戚がいることは知っているぞ。世間を甘く見るなよな。見てるぞ。同和の親戚関係職員はつかうなよ。しっかり仕事をしろよ。アホな千歳よ。自称世田谷工、同和人撲滅の会」と書かれ、内情に精通した者の犯行であると推測される。

大阪府では、浪速・西成・阿倍野・天王寺の四区で二〇〇六年九月から〇八年にかけて浪速区八七件・西成区一〇六件・天王寺区四件・阿倍野区一件ののべ九八件にわたる連続差別落書きが起っていたが、〇八年一月一八日リバティおおさかで犯人が現行犯逮捕されている。

この他にも、東京都、和歌山県、京都府、高知県などで連続差別落書き事件が起きている。差別投書・落書き・電話があいついで起こる背景には、被害者が特定されない限り、差別行為への規制や救済は不可能という現行の刑事法（名誉毀損・侮辱罪）や民事法の根本的な欠陥がある。